

投資信託目論見書補完書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面および投資信託目論見書の内容をよくお読みください。

手数料等諸経費について

- ・投資信託に係る諸経費の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。
- ・投資信託を購入または解約するにあたっては、購入時または解約時に手数料等（販売手数料等）をご負担いただくことがあります。
- ・購入時または解約時の手数料は、同一の投資信託であっても購入または解約する口数（または金額）および保有期間等によって異なる場合があります。
- ※ 購入時等の手数料の算出例を記載しておりますので、併せてご確認ください。
- ・外貨建て投資信託の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

投資信託のお取引は、クーリング・オフの対象となりません。

- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法の第28条の第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座または外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部または一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	十六TT証券株式会社
本店所在地	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第188号 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町七丁目12番地
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	30億円（令和元年6月3日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成30年4月24日
連絡先	お取引のある本支店等にご連絡ください。

以上

《購入時の手数料算出方法》

購入時の手数料算出の一例を、以下に記載します。なお、購入時の手数料率や数量の単位（口数、金額または約定金額）指定の可否は投資信託の銘柄によって異なります。また、同一の投資信託を購入する場合であっても、購入する口数（金額）によって異なる場合があります。

当社における購入時手数料は、購入金額（購入口数×約定日の基準価額）に所定の手数料率を乗じて計算します。【購入時手数料 = 購入金額（購入口数×約定日の基準価額） × 手数料率】

〔例1：口数指定で購入する投資信託の場合〕

例えば) 手数料率3.30% (税抜3.00%) の投資信託を基準価額10,000円の時に100口購入いただく場合は、
 { 購入時手数料 = 100口 × 10,000円 × 3.30% } = 33,000円
 となり、合計1,033,000円お支払いいただくこととなります。

〔例2：金額指定で購入する投資信託の場合〕

購入金額（購入口数×約定日の基準価額）と購入時手数料(税込)の合計額が指定金額（お支払いいただく金額）となるように購入口数を計算し、購入金額に所定の手数料率を乗じた額とします。
 例えば、手数料率3.30% (税抜3.00%) の投資信託を100万円の金額指定で購入いただく場合、指定金額（お支払いいただく金額）の100万円の中から購入できる口数を計算し購入時手数料（税込）をいただきますので、100万円全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません。

〔例3：約定金額指定で購入する投資信託の場合〕（NISA取引ご利用の場合のみ指定可）

購入金額（購入口数×約定日の基準価額）が約定指定金額となるように購入口数を計算し、その約定指定金額に所定の手数料率を乗じた購入時手数料（税込）を加えた額とします。
 例えば、手数料率3.30% (税抜3.00%) の投資信託を100万円の約定金額指定で購入いただく場合、約定指定金額の100万円に加えて購入時手数料（税込）をいただきます。
 { 購入時手数料 = 1,000,000円 × 3.30% } = 33,000円
 となり、合計1,033,000円お支払いいただくこととなります。

以上

【購入時手数料等のご案内】

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> ミュータント </div>	
購入時手数料（販売手数料）の額は、購入金額に応じて、以下の手数料を乗じて得た額とします。	
購入金額 = お申込口数 × 基準価格 + 購入時手数料（販売手数料）	
購入金額	手数料率
1億円未満	3.3000% (税抜3.0000%)
1億円以上5億円未満	1.6500% (税抜1.5000%)
5億円以上10億円未満	0.8250% (税抜0.7500%)
10億円以上	0.5500% (税抜0.5000%)
購入単位 一般コース：1万円（口）以上1円（口）単位	

※十六TT証券ダイレクト（インターネット取引）で適用される購入時手数料は、上記手数料から20%割引となります。

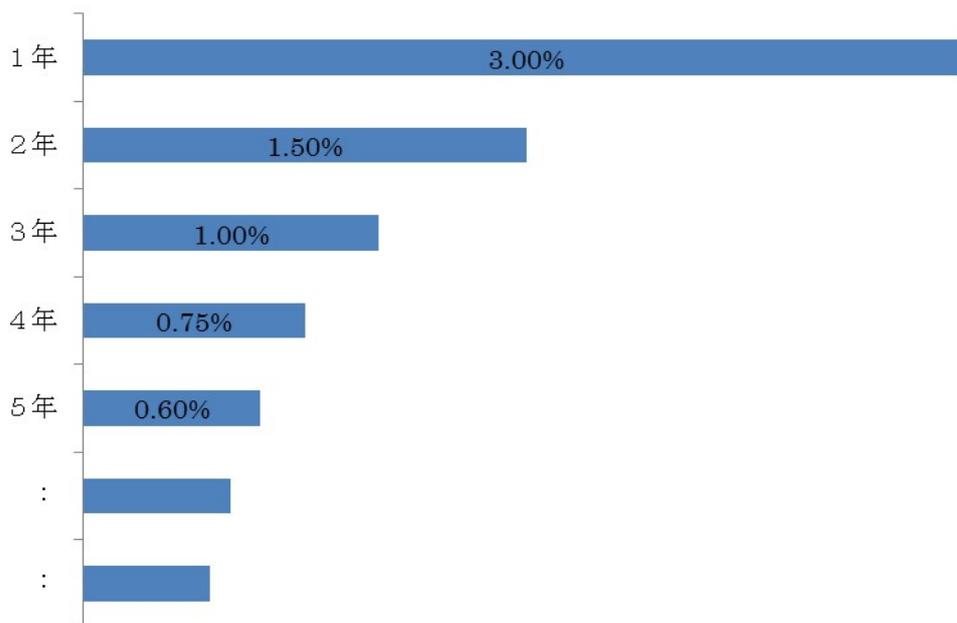
購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料(販売手数料)は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料(販売手数料)が3%(税抜き)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜き)】



※投資信託によっては、購入時手数料(販売手数料)を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料(販売手数料)のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)又は目論見書補完書面でご確認ください。

<リスクと諸費用等について>

投資信託は、主に国内外の株式や債券等を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、発行会社の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資を行う場合は、為替の変動により損失を被ることがあります。投資信託をご購入の際には、銘柄ごとに設定された販売手数料、信託財産留保額及び信託報酬等の諸経費等をご負担いただきます。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当社の概要

商号等 十六TT証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号

加入協会 日本証券業協会

お客さま各位

NISA、ジュニアNISA及びつみたてNISA口座における 分配金再投資型の公募株式投資信託の取扱いに係るご留意点のお知らせ

当社ではNISA、ジュニアNISA及びつみたてNISA口座における分配金再投資型公募株式投資信託について、以下の通りお取扱いいたしますので、ご確認ください。

1. 収益分配金が非課税枠を超える場合の再投資のお取扱いについて（NISA、ジュニアNISA）

分配金再投資型の投資信託におきましては、契約に基づき分配金が自動的に再投資されます。各年分の非課税枠における年間累積購入代金がNISA口座については120万円、ジュニアNISA口座につきましては80万円を上限とされている（以下、上限額）ことから、上限額の枠内での分配金（元本払い戻しの額である特別分配金を含みます。）の再投資が契約に基づき自動的に行われます。上限額を超える部分の分配金につきましては、自動的に特定口座または、一般口座（以下、「課税口座」）にて買付をさせていただきます。

2. 収益分配金の非課税または課税のお取扱いについて（NISA、ジュニアNISA）

NISA口座及びジュニアNISA口座において非課税とされる収益分配金は、各年分の非課税枠で管理される公募の株式投信に対して支払われるものが対象となり、課税口座において支払われる収益分配金については、課税となります。

同一銘柄の公募株式投資信託をNISA口座、ジュニアNISA口座及び課税口座で管理される場合は、それぞれの口座での保有口数に応じた収益分配金の非課税（NISA口座及びジュニアNISA口座）及び課税（課税口座）の処理が行われます。

3. 管理口座別に支払われる収益分配金の再投資のお取扱いについて（NISA、ジュニアNISA）

NISA口座及びジュニアNISA口座で支払われる分配金からの再投資はNISA口座及びジュニアNISA口座の当該再投資を行う時点の非課税枠（上限額に達していない場合に限り）にて買付を行います。

なお、課税口座で管理する公募株式投信について支払われる分配金からの再投資は、NISA口座及びジュニアNISA口座での買付は行いません。

4. つみたてNISA口座にて支払われる収益分配金の再投資のお取扱いについて（つみたてNISA）

非課税投資枠につきましては積立買付を優先させていただくため、当社におけるつみたてNISA口座で支払われる分配金からの再投資は、課税口座にて買付を行います。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

2019年6月
十六TT証券株式会社